

# 仙台都心地域都市再生緊急整備協議会

## 会議及び部会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台都心地域都市再生緊急整備協議会 都市再生緊急整備協議会会議及び部会（以下「会議・部会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議・部会開催の周知)

第2条 会議・部会の事務局（都市整備局計画部都市計画課）は、会議・部会を開催するに当たって、会議・部会の日時、場所等必要事項を記載した会議・部会の開催案内を作成し、原則として会議・部会を開催する日の1週間前までに、これを仙台市ホームページへの掲載により会議・部会を開催する旨の周知を図るものとする。

(会議・部会の傍聴)

第3条 会議・部会を公開する場合は、本要領に基づき何人も会議・部会を傍聴できるものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、概ね10名程度とするが、会議室の大きさにより異なる。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申し込みの受付は、会議・部会の当日、会議・部会開始の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な会議・部会の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある

と認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議・部会の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該会議・部会を中止する等の措置を講ずることができる。

(議事要旨の作成及び閲覧)

第9条 事務局は、次に掲げる事項を記載した議事要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議・部会名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者氏名
- (5) 議題（公開・非公開の別）
- (6) 会議・部会を非公開とした場合は、非公開の理由
- (7) 傍聴人の人数
- (8) 会議・部会資料名（公開部分に限る。）
- (9) 出席者の発言の要旨（公開部分に限る。）
- (10) その他議長が必要と認める事項
  - 2 事務局は、作成した議事要旨の内容を正確にするため、議長の確認を経るものとする。
  - 3 事務局は、作成した議事要旨を、作成日から同日の属する年度の翌年度3月3

1日まで、仙台市ホームページに掲載するものとする。

附則

この要領は、令和5年12月7日から施行する。